

2019年8月1日より東成区民センター使用取消による

～使用料の還付について～

- ①原則、窓口で現金払いをします。
- ②還付総額が1万円を超える場合は、後日の還付となります。
- ③東成区民センター申込時の区役所附設会館使用申込書の代表者へ還付します。
※代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状が必要です。

持ち物	本人確認書類・還付金請求は、 印鑑 を持参ください。 (シャチハタ不可) ※認印要
	代表者以外の方が還付請求される場合は 委任状 を持参ください。 ※委任された方の印鑑が必要

★口座振込での還付を希望される場合は、振込手数料は利用者負担となりますので、ご注意ください。

★還付金の準備に時間を要する場合がありますので、取消する場合は事前にご連絡やご相談をお願いします。

④取消から還付までの必要書類等 (取消)

・使用許可取消の申出により、使用許可取消申請書へ記入・使用許可取消通知書を発行

(還付)

- ・区役所附設会館使用許可書(領収書)の写しを提出
- ・区役所附設会館使用申込書の控えの写しを提出
- ・還付請求書への記入(印鑑要)・提出
- ・窓口現金払いでの受領(領収書)へ住所や氏名を記入(印鑑要)

(お願い)

4月～5月上旬の時期について、還付の手続きに日数を要する場合があります。区役所等の年度当初にあたるため、手続き後、改めて施設より連絡をいたしますが、取消の手続きは通常通り受付します。ご理解とご協力をお願い申し上げます。